

意見書（案）第2号

生活保護における扶養照会の改善を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和3年3月29日

三鷹市議会議長 石 井 良 司 様

提出者	三鷹市議会議員	紫 野 あすか
賛成者	〃	野 村 羊 子

生活保護における扶養照会の改善を求める意見書

新型コロナウイルス感染症拡大による経済的影響で、国内の貧困が急拡大している。困窮状態にもかかわらず、生活保護だけは受けたくないという人はまだまだ多い。その大きな要因となっているのが扶養照会である。

そもそも民法上、扶養を求めるかどうかは要扶養者の自由である。本来、扶養義務とは扶養義務者が負うものであり、扶養請求権は要扶養者が特定の関係にある扶養義務者に扶養の請求をしたときに初めて発生するものである。

厚生労働省は各自治体に対し、本年2月26日、生活保護の扶養照会の運用を改善する通知を発出し、扶養照会を行わない場合の要件として、音信不通の期間を20年から10年程度と緩和したほか、親族に借金を重ねている、相続で対立しているなどの関係悪化も要件に加えた。また、新たにDV（家庭内暴力）等の虐待の加害者への扶養照会も控えるよう改善を求めた。しかし、これでは極めて例外的な場合以外は直接扶養照会することが前提であることに変わりはなく、具体例を列記したことにより、こうした著しい関係不良の場合以外は直接扶養照会しなければならないとの誤解を生むリスクがある。

よって、本市議会は、政府に対し、生活困窮者にとって必要な生活保護制度を利用しやすいものとし、捕捉率を引き上げるためにも下記の事項を強く求める。

記

- 1 特別な理由がある場合にのみ扶養照会を行わないのではなく、特別な理由がある場合にのみ扶養照会を行い、従前の原則と例外を逆転させるよう努めること。
- 2 扶養照会を行う場合は事前に要保護者に説明し、了承を得た場合にのみ行うこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月29日

三鷹市議会議長 石 井 良 司